平成２５年（フ）第８１号
静岡市清水区北脇386番地の６
債務者　秋山　貴哉
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７号
静岡市葵区北1732番地の９
債務者　茂木千恵子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１０９号
広島市西区竜王町７番21号
破産者　株式会社イマル
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３号
北海道北見市小泉419番地７
破産者　矢岡水産株式会社
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１０１５号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡120―２
破産者　柴山　利喜
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０８１号
香川県高松市寿町１丁目１番12号　パシフィックシティ高松ビル
破産者　株式会社ＳＧコーポレーション
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０８２号
千葉県成田市吾妻１丁目19―１、住民票上の住所千葉県成田市美郷台１丁目13―14
破産者　松本　克典
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６０７号
東京都足立区谷中１丁目11番５―1301号
破産者　有限会社インプルーヴィング
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７１号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地30棟403号
破産者　浅山　古都
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０３号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地９―502
破産者　谷藤　　滿
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２７４号
横浜市南区睦町１丁目８番地の２
破産者　有限会社セリザワ
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５４号
横浜市港南区笹下７丁目１番16号第１若林ハイツ101号
破産者　ワイズクリエイト有限会社
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４２号
横浜市磯子区杉田２丁目20番11号
破産者　有限会社ひよこサービス
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
福井県敦賀市公文名11号２番地の４
破産者　福井県水産物リサイクル事業協同組合
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２５０号
京都府向日市物集女町豆尾28番地の15
破産者　株式会社大熊工務
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
愛媛県宇和島市弁天町１丁目１番13号
破産者　幸徳海運有限会社
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４４号
熊本県山鹿市山鹿1682番地２
破産者　合同会社マルタ電気商会
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
宮崎市大字細江1100番地
破産者　株式会社黒木型枠工業
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６１号
長野県小諸市大字耳取804番地
破産者　古越　良彦
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第６８号
長野県小諸市大字耳取804番地
破産者　古越　純子（旧姓山浦）
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４８号
宮城県気仙沼市本吉町石川原253番地
破産者　高橋　克昭
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部